

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	みやき町
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.miyaki.lg.jp/tyousei/_1019/_2594/_2595/_2597.html

執行機関名 みやき町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	みやき町子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年3月1日条例第70号)による助成金に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みやき町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月17日条例第26号)別表第1第9の項 みやき町子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年3月1日条例第70号)による助成金に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	みやき町子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年3月1日条例第70号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、子どもの医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みやき町子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年3月1日条例第70号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	みやき町子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年3月1日条例第70号)第3条、第4条及び第8条
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子どもの医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	みやき町子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年3月1日条例第70号)第3条
②情報提供者	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第22条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19	当該申請を行う者に係る生活保護関係情報